

## 【佐藤浩雄議員】

無所属の会の佐藤浩雄です。それでは、平成20年度県当初予算と財政健全化の諸課題について質問させていただきます。

政府の経済見通しによれば、平成20年度のGDPは526兆9,000億円で、名目成長率2.1%、実質成長率2%と見込まれています。また、国、地方の長期債務は平成19年度末で773兆円で、対GDP比148%、そこに政府短期借入れを加えると1,058兆円で、対GDP比203%になります。

財政構造改革法が凍結されて以来、日本の財政の債務は天井知らずで、600兆円以上増加したと推測されます。この天文学的借金を日本国民が無限の担保力を提供し、保証しているのです。

また、今後の日本の財政の累積債務の見通しでは、日本政府の予測よりOECDやIMFの予測がはるかに厳しい予測がされております。

一方、世界一速いテンポで進む我が国の少子・高齢化社会による医療、福祉、年金などの歳出増加は、高齢者の保険料負担の増加をした改革を前提としても、2006年度の89兆8,000億円から、3年後の2011年度で既に105兆円に、2015年度には116兆円に増加する予測です。

こうした財政を取り巻く状況から学者の財政分析では、いずれも日本の財政の持続可能性はないと分析をされ、一刻も早いプライマリーバランスの確立とプライマリーバランス黒字による計画的な財政健全化への取り組みの必要性が強く主張されています。

経済財政諮問会議などの手法では、財政を健全化させることは、もはや不可能であることを示しています。凍結されている財政構造改革法にかわる財政健全化法と財政システム改革法の制定が今ほど求められているときはありません。

こうした経済財政状況の中で平成20年度国家予算は編成されました。その規模は83兆613億円で、対前年度比0.2%の増、一般歳出は47兆2,845億円、対前年度比0.7%増で編成されております。

こうした国家予算を受けて、総額83兆4,000億円、対前年度比0.3%増の地方財政対策が決定されておりますが、地方財政再生枠を除けば、一般歳出で4,000億円の減であります。

三位一体改革の中で毎年地方財政総額を減らし、とりわけ交付税総額を減らしてきた国は、昨年の参議院選挙での地方からの反撃で、慌ててわずか0.3%をふやしました。しかし、地方経済の厳しい現状と社会保障関係費の自然増や公債費の増加などから大幅な財源不足が予測されたことしの地方財政計画は、地方財源を地方にばらまくという、いわばまやかしの非常手段で地方財政計画総額をふやしたと私は考えています。

その第1は、地方再生対策費の創設です。

平成20年度地方財政対策の中で、地方再生対策費として、全額を臨時財政対策債として4,000億円の予算化がされています。

私は、昨年の12月定例会で、この問題について質問いたしました。知事は、「法人二税の再配分、またふるさと納税制度の詳細が明らかではありませんので、現段階評価をするということには至らないと思っています。ただ、性格に関して申し上げますと、地方税の一部を国が徴収して、地方に再配分をするということになれば、事実上、地方税の減少による中央集権化が進行するということであり、本来、自分たちのことは自分たちで決めるという地方分権の趣旨に逆行するものであり、不適切と考えております。また、ふるさと納税については、地方財源の充実・強化という観点から、本来、地方交付税を必要などころにしっかり確保するという本来のねらいからずれているということであると、財政政策としてではなくて、どちらかというともうほとんど気分の問題で、生まれたところに納税しましょうよという政策にしかならないと思っています。これは、数字的に見ても、財政に影響を与えるような大きな金額にはならないというふうに考えております。」と答弁し、地方法人二税を地方再生枠で補てんをする方針とふるさと納税に対して批判をしております。

しかし、知事の批判を無視して、地方法人特別税等に関する暫定措置法案が国会に提出され、地方税である法人事業税の標準税率を2兆6,000億円分引き下げ、かわりに地方法人特別税という国税を創設し、法人事業税率を引き下げ、引き下げ相当分を国税として賦課徴収することになります。

この新税は、平成20年10月1日の事業年度から適用し、しかも賦課徴収するのは都道府県で、都道府県が国に払い込むこととなっています。地方法人特別税の税収は、国に収納された後、都道府県に地方法人譲与税として譲与され、譲与基準は人口2分の1、従業員が2分の1で配分することにより、結果的に東京都などから徴収した4,000億円分を地方再生対策費として予算化することになります。

知事も、地方分権を否定し、中央集権化が進行することと反対していた考え方は、地方と都市の共生という美名に変えられています。こうした地方税の原則を否定し、地方自治を否定するような地方法人

特別税等に関する暫定措置法案でよいのでしょうか。また、地方自治を否定するような地方財政計画及び地方再生対策費でよいのでしょうか。ましてふるさと納税などは予算化されることもできない税であり、地方税の根本を否定しているとしか言いようがありません。

こうした国と地方のあり方とそれに伴う財源配分、すなわち国と地方税のあるべき姿を全然議論もせず、国が勝手に決定しており、こうした地方分権の無視、中央集権強化を決定することは許すことができません。

それなのに、我が県は無批判に予算化しています。また、ふるさと納税促進事業として600万円予算化しています。金ならば、正常な地方自治を破壊をする毒の入った金でもよいというお考えなのでしょうか。私は、断じて許すべきではないと考えます。知事の御見解をお伺いいたします。

その第2は、交付税財源問題です。

三位一体改革の中で交付税総額を3年間で5兆1,000億円も削減し、地方交付税法第6条の3第2項の違反を12年間続け、財政力の弱い地方公共団体を破綻の危機に追いやっています。

平成20年度の地方交付税の財源不足はさらに厳しくなっていることから、まず第1に平成19年度に予定されていた交付税特別会計借入金の返済分5,869億円を返済せず、平成20年度へ繰り越すばかりか、平成20年度の返済計画金額6,456億円をすべて平成26年度以降に繰り延べることであります。また、平成18年度精算分5,016億円の一部、3,016億円を平成21年度に繰り延べてあります。

こうした地方自治法や地方財政法違反とも言える手段を講じてはなお、交付税特別会計の財源不足は5兆2,476億円となり、今年度もまた地方交付税法第6条の3第2項の違反を連続13年続けているのです。

交付税特別会計借入金は、昭和39年度補正予算から開始され、特にバブル崩壊後の国の景気対策による地方交付税財源不足を補うため繰り返され、52兆8,000億円にも増嵩し、平成18年度より20年かけて地方負担分33兆円を交付税特別会計から返還する予定でした。これを平成19年度返済分を実行せず、平成20年度以降に繰り延べているのです。さらに、平成20年度返済分を平成26年度以降に繰り延べるということは、平成21年度の返済予定額は、1兆1,438億円に平成20年度分の返済額6,456億円を返済することになるのでしょうかから、平成20年度以降の地方財政計画はさらに厳しくなり、地方交付税財源不足は拡大することを意味しています。

このように地方交付税法第6条の3第2項の違反を13年間、実質15年間続けても、交付税財源の交付税五税の税率も改正せず、逆に交付税特別会計借入金返済金と返済計画を繰り延べして、地方交付税財源確保もせず、まさに地方財政を破壊するような財政政策を行うことは許すべきではありません。知事はどのようにお考えか、お伺いいたします。

第3に、知事の新潟県財政に対する認識についてお伺いいたします。

2008年度新潟県予算は1兆1,834億円で、新潟県中越沖地震による予算増加により、2005年度以来3年ぶりに対前年度比0.6%の増と、災害復旧に重点を置いた予算であると言われております。

一方、市町村予算かとも見まがうような10万円、100万円の予算を見ていると、気配り予算かなとも見えます。立候補を表明した知事ですから、前回のマニフェストを踏まえ、この中で2008年度予算の編成に当たってどのような点に重点を置き、具体的な編成されたのか、お伺いいたします。

また、平成20年度県予算では、1月の財政運営計画で明記されているように、経済成長率3%です。しかし、国の経済見通しでは名目成長率2.1%で、実質成長率2%であります。なぜ我が県が突出して高いのでしょうか。経済に一番影響のある人口が1年間で1万人も減少し、県最大の政治・経済的な課題になっており、高齢化が全国で最も激しく進んでいる我が県が、なぜ3%成長なのかわかりません。お伺いいたします。

次に、税収見通しですが、財政運営計画では3%の高い経済成長率なのに、平成20年度当初予算の法人事業税は763億円で7.3%減、法人県民税は142億円で16.9%の減となっております。地方法人特別税の影響なのか、我が県経済の影響による減なのか、お聞かせください。

また、個人県民税は2.2%減、地方消費税4.5%減となっております。我が県経済は相当低下すると分析しているのではないのでしょうか。財政運営計画との整合性はどのように見ておられるのかをお伺いいたします。

次に、我が県財政をどのように見ているか、お伺いします。

県知事は、たびたび我が県財政の健全性を強調されておられます。しかし、平成20年1月に提出された財政運営計画とわずか1年前、平成19年2月の財政運営計画を比較すると、予算の収支差に当たる資金手当債と基金取り崩しは平成19年度計画では455億円で31億円減る計画が512億円、26億円増加し、計57億円も収支差が拡大しています。その結果、実質収支の2億円の黒字予定がゼロになっています。

また、財源対策基金残高は、平成19年度計画では340億円残る計画が228億円に減り、平成20年度では

170億円取り崩すことから、213億円残る計画が68億円になり、事実上基金は底をつきます。

県債残高は、平成19年度計画では2兆4,982億円の計画が2兆6,364億円となり、1,382億円増加し、平成21年度では2兆4,673億円の計画が2兆6,310億円と1,637億円増加しており、当然県債費は平成19年度の2,317億円から平成20年度では2,523億円と増加しております。

知事は、盛んに公債費の償還ピークは近く終わると楽観的な予測でしたが、ますます増加し、財政硬直化はもちろん、財政持続可能性に強い疑問が発生しております。要するに財政運営計画はその年の収支を合わせているだけで、財政健全化の目標もなく、計画もないことを証明しているのです。そして、わずか1年で大きく財政数値は悪化しており、どこを根拠においても我が県財政が安全であると言うことはできません。

まして前段で見たように、頼りの交付税特別会計も特別会計借入金負担分33兆円の返済計画は、当初から後年度に繰り延べており、破綻状態であることを証明しています。ますます交付税は削減される可能性があり、一方歳出はますます増加する見込みであり、財政が安全など言うことはできません。

知事の財政政策の目標を具体的に数値で示していただけませんか。知事の財政の目標を明確にした上で財政運営計画を議論しなければ、それは単なる数字合わせにしかすぎません。知事の認識をお伺いいたします。

第4に、知事の埋蔵金発言についてお伺いいたします。

知事は、2月13日の県予算発表の記者会見で、霞が関ではないが、県にも埋蔵金があると明らかにしたと大きく報道されています。厳しいとされる県財政について、持論の「大丈夫」を強調する目的と見られるが、県幹部も何のことかわからず、仰天発言となったと報道されています。知事は、県の財政状況に絡み、特別会計を足し算すると約400億円の新潟県埋蔵金がある。資産が全くないわけではないと誇らしげに強調したが、何を指すのか言明しなかったと報道されています。

2年前の予算発表のときにも、我が県財政を住宅ローンにアナロジーし、借金は6兆円まで大丈夫であると言ったり、またOECD加盟諸国の財政赤字を引き合いに、我が県の借金は7兆2,000億円まで許されるなどの記者会見がありました。

その後の議論で誤りとは認めておられませんから、現在もそうした認識で県財政を考えておられると思われるので、今回の県幹部も仰天した発言の根拠とどこに新潟県埋蔵金が幾らあるのか、教えていただきたいと思えます。

我が県のプライマリーバランスは、平均800億円ぐらいのマイナスです。事実、今年度の資金手当債が341億円発行され、基金取り崩しが約170億円予定されており、合計511億円不足する中で、県埋蔵金400億円といっても焼け石に水のようなもので、県民に変な誤解を与えるような気がしてなりません。本当に使えるなら、2月の県税収減に対応する赤字県債の減収補てん債54億円を発行せず、埋蔵金で埋めたらどうでしょうか。できますか、お伺いいたします。

もしできないなら、できもしないことを公言することは、危機的な県財政を意図的に隠ぺいすることになるのでないか心配です。埋蔵金発言の知事の真意をお聞かせください。

また、せっかくの機会ですから、以前の発言の我が県の借金が6兆円とか7兆2,000億円まで許されると言ったことに対しての現在の認識についても御答弁お願いいたします。

第5に、地方公会計制度研究会の現状についてお伺いいたします。

公会計システムは、政府や長の受託責任と説明責任を確立する基本的なインフラです。

昨年12月定例会で、神保副知事を筆頭に8名の県幹部による会計制度改革会議と財政システム改革条例について質問いたしました。私の質問に対して、知事は、「財政に関する条例の制定についてであります。議決機関である県議会、また執行機関である首長の関係、決算審議の手続、添付書類など、地方自治法の法令によって、既に枠組みが決められております。条例の制定が可能なかどうなのかについては、時間をかけ、よく研究してみなければならないということだと思っております。なお、付言いたしますと、官が独自の制度を設けているから、いろんな制度をつくり、それからわかりにくい基準で、各省によってばらばらの基準をつくるということになっていくのだと思っております。基本的にはだれでも見てもわかるような国際会計基準に準拠したものを1つつくればそれで終わりということにすれば、問題は発生しないことだと思っております。」と答弁しており、公会計システム改革の必要性を強調されております。

その後、総務省に設置された新地方公会計制度研究会の報告も公表されています。

神保副知事を中心とする会計制度改革会議の研究も進んでいると思えます。現在の研究・検討課題と進捗状況をお答えください。

第6に、新潟県財政システム改革条例の基本原則と条例制定についてお伺いいたします。

地方財政健全化法4指標ばかりでなく、今後は自治体個々が自己決定、自己責任の体制をつくるなら

ば、財政システムも改革し、現行の単式簿記、現金主義から複式簿記、発生主義に変え、財務諸表も公表しなければなりません。財政情報も住民ばかりでなく、地方債購入者などの利害関係者や行政内部関係者、議会や第三者機関や監視委員などの財務関係者に正確な財政情報を伝えなければならない義務があり、またそれが地方財政や地方債の信頼性を確立する上で絶対必要です。

また、財政赤字GDP比3%以内、ストックの数値でGDP比60%以内を決め、マーストリヒト条約を締結したユーロ圏13カ国すべてが、財政赤字3%以内を達成したと報じられています。また、ストック指標では黒字国も出始めており、大きな成果をおさめています。それだけに、OECD諸国の財政成果を教訓にした財政システム改革を行うべきであります。これらの国は、マクロルールを決め、法律による目標や予算編成プログラム改革を実行し、成果を上げています。こうした大きな成果を上げているユーロ諸国と我が国は際立った差がついています。

我が県財政も国の裁量の財政政策の結果、経済に最も悪いと言われるストップ・アンド・ゴーが14年間で8回も出現しており、財政フレームや目標、予算編成プログラム改革が必要です。

予算編成に先立ち、予算編成方針や数年先の歳出上限を決め、それを議会に提出させたり、予算に伴い、長や部局長との契約の公表や将来世代への負担金額を明示させること、決算では知事や長と部局長が契約で明らかにした数値目標が達成されたのか、事務事業評価や政策評価、さらにまた決算の不承認は知事や長の不承認に値することを明示した財政システムを改革する条例を制定すべきと考えます。会計制度改革会議もできたことですから、財政システム改革条例を直ちに組み込んでほしいと考えています。

私は、財政システム改革条例の原則を次のように考えています。

第1は、長の政治的意思決定システムの集権化の原則です。第2は、予算編成方針の議会への提出、承認、決算の否認は長の不信任に値をする原則です。第3は、財政ルール、目標、財政フレーム、予算編成プロセス、マネジメント改革の原則です。第4は、財政政策の事前・途中・事後評価などによる政策の透明性確立の原則です。第5は、SNAやGFS規格に合致する公会計システム改革の原則です。第6は、フロー、ストックのマクロルールや時間基準などの原則です。第7は、財政のミクロ改革の原則、第8は、長の受託責任の明確化の原則です。

以上の諸原則を明記した新潟県財政システム改革条例を制定すべきと考えますが、知事の御見解をお伺いいたします。

第7に、原発の停止と核燃料税から核燃料保有税への変更についてお伺いいたします。

昨年9月定例会で核燃料税30億円がゼロ補正されたことに基づき、昨年12月定例会でも質問いたしました。税には安定性や応益原則がありますが、核燃料税にはそれが備わっていないのではないかと、それは9月のゼロ補正が証明していると質問いたしました。

知事は、「原子炉の運転は長期間停止いたしております。被災した原子力発電所の今後のあり方が決まっていない段階で、核燃料税について議論することは時期尚早ではないかと考えております。」と答弁しております。

再質問で私の、核燃料は運転できなくとも現在入っています。核燃料が現在入っており、また核廃棄物も今回崩れて問題になっているように、山のように積まれていることでしょうか。そういう状況を監視するために行政需要が発生しているわけですから、言葉的に核保有税というのがいいかどうかという問題ではなく、現にあって、行政需要が発生している、それに対応するものとして必要です。東京に行っても都民生活が全然変わっていない。東京都知事は、新潟県民の苦労が全然わかっていない。電力消費地の東京都民も苦労を分かち合うような形でなければならない。そういう意味で、送電税もきちっと位置づけて議論すべきだと考えます。真剣に検討していただきたいとの再質問に、知事は再び、「原子力発電所の将来がどうなるか決まっていない段階で議論するのは時期尚早だと考えております。」と答弁しております。

記者会見で知事は、廃炉もあり得ると発言しており、原発立地県の県知事が廃炉もあり得ると言うことは極めて重大な発言ですから、現状の柏崎刈羽原発の深刻な被災状況はよくわかります。だとするならば廃炉を前提にして核燃料税の検討をしていると考えざるを得ませんが、それでよいのでしょうか。県民がだれもわかるような明確な御答弁をお願いしたいのです。

また、平成20年度当初予算では、核燃料税は再びゼロ査定されています。微量の放射能漏れでも絶対にあってはならない原発からの放射能漏れによって、風評被害により海水浴が壊滅的打撃を受けました。きょうの新聞でも大きく報道されています。我が県観光に重大な被害を与えました。

一方、原発に対する行政需要は、危機管理センターの建設費が12億300万円予算化されています。監視体制の強化のために、新潟にあった放射線監視センターの本所機能を柏崎に移転します。防災局の強化のために原子力広報担当を置き、原子力情報を迅速に、積極的に、わかりやすく県民に伝える計画で

す。また、県独自の技術委員会の設置や対策の強化が必要です。我が県の県民の命を守るために必要な事業です。

行政需要や危機管理体制を賄うために原子力発電所を持つ企業が税を納入するのは、地方税の受益者負担の原則からして当然のことです。それは、核燃料が存在しているから、発生しているのであり、原子炉に入り発電しようとしまいと関係ありません。核燃料が原発に入らない状況なら監視しなくてもいいなどということにはならないからであります。核廃棄物も同じです。したがって、核燃料保有税に変えて、常時課税すべきです。知事のお考えをお聞かせください。

以上で質問終わります。(拍手)

[知事泉田裕彦君登壇]

## 【泉田裕彦知事】

佐藤浩雄議員の一般質問に順次お答えいたします。

まず初めに、地方法人特別税等についてであります。昨年末決定されました都市と地方の財源格差是正策については、先ほど議員御指摘のとおり、必ずしも地方が望む姿にはなりません。では、これを受けないでいいのかといいますと、県の予算が動かなくなるわけであり、国の制度を反映して、県の予算は運営しなければならないということですから、今般の制度改正については必ずしも十分評価はできないものの、やはり従わざるを得ないということだと思っております。

一体改革ということで、今後地方消費税の増額もセットで動くという前提でということなものですから、今後の推移を見守る必要があると考えております。

いずれにしても、真の地方分権のためには、国と地方の役割分担を明確にする、その上で財源を地方でちゃんと判断できるようにしていくということが必要だと思っております。また、国が地方を縛っているわけです。国が一方向的に決めると、すべて地方が従わなければならないという体制から一歩進めるために、重要事項については地方と国が協議をする場を設定することが不可欠であると思っております。

今後ともさまざまな機会を通じて、国に対して働きかけをしてまいりたいと思っております。

いずれにしても、世論の後押しがないと先に進めないで、私に言うだけではなくて、議員も地元に戻ったら、地方分権の大切さをしっかり訴えていただきたいと思っております。

次に、交付税の財源不足が拡大する中で国の財政政策についてであります。各年度の地方財政対策のあり方は国の裁量の中で決定されたということだと思っております。しかしながら、これでよかったのかということになると、これも議員御指摘のとおり、本来は交付税率の引き上げ等、適切な措置を講じておくべきであったと思っております。

国全体の仕組みをどのようにつくるのかを考えないといけないのだろうと思っております。地方に交付税を配分して、国全体が破綻すれば、その影響は地方にも来ることになるので、地方さえよければいいということにもならないだろう。やはり国全体の財政政策をどうするのか、こういった議論も必要なのではないかと思っております。

次に、当初予算編成についてであります。石井議員の代表質問にお答えしたとおり、私のマニフェストをベースにした新潟県「夢おこし」政策プランの目標実現に向けて、先般いただきました中間評価の結果を踏まえながら予算編成をしたところです。具体的には少子化対策を初めとした人口減対策や福祉・医療の充実、産業振興などの重点を置いて予算編成を行ったところであります。

次に、財政政策の目標値の明示についてであります。県財政の運営は、議員が引き合いに出されたような、各国の国のように自由にできません。国の制度で税制のあり方から支出、さらに補助金等を通じて、どういうところにお金を使うかということも含めて、事細かに規制されているということです。自由に政策を打ち出せる国と比較をして議論しても、それは非現実的ではないかと思っております。

また、地方財政対策等は毎年国によって制度が変更されるということになっていきますので、ある時点で中期的な目標を立てることにどういう意味があるのか。毎年制度が変わるのに、県はその制度が変わらないことを前提でやりますと言っても、現実性に欠けるのではないかと思っております。固定的な中長期の目標の設定に大きな意味はないと考えております。

また、財源対策的基金等の数値が悪化したのは、県が危機的な状況にベースとしてなっているということではなくて、新潟県中越沖地震に対応したということです。1年で財政指標が悪化するというのは、ある意味必然であるというふうに思っております。私は、財政が残って県民生活が破壊されるということはあるとは思っていません。やはり震災等非常事態が起きたときには、財政が多少苦しくても、ちゃんと必要な措置をする。そのためにこそ地方公共団体というのはあるのではないかと。財政指標がお

かしくなったから、震災対策をするなというようなことには絶対ならないと思っております。

一方で、では何もしなかったのかということ、そういうことではありません。人件費を含む内部管理経費等の圧縮をしております。この内部管理経費を圧縮するとどうなるかということ、単年度で終わらないのです。翌年度も、その翌々年度も累積して効果が出てくるということでもあります。

ちなみに、私が就任してから最初の予算と今回を比較しますと、固定的経費が50億円、人件費だけで約50億円減少しています。50億円減少しているということは、県職員の皆さんが平均30年間勤めるとすると、50掛ける30ですから、1,500億円の改善効果を30年分もう先取りをしたということです。一方、震災対策等で増加した実質的な債務というのは千数百億円、1,500億円を下回ります。したがって、基礎的な部分については改善効果のほうが出ているわけです。

1年で見れば、確かに新潟県中越沖地震の対応をしました。しかしながら、体質として悪くなっているということではありません。これらの累積効果を含めて考えれば、財政の持続可能性に私は疑問を感じておりません。

次に、予算案発表の記者会見で言及した特別会計についてであります。これは県の企業会計における純資産を概算して、言及いたしました。

これらを流動化すると、県財政の一助になるということで申し上げたわけでもあります。

なお、すぐ使うべきではないかのような発言がありましたけれども、私はたんす預金があるというふうにした覚えはありません。あくまでも埋蔵金という言い方をしたわけです。埋蔵金は、掘り出すために準備と時間が必要です。やはりある一定の対応した上で、ここに眠っているものを掘り返す作業をしていくということだと思っております。

次に、家計などと比較した県債残高に関する発言についてであります。これも繰り返しお答えしてきたとおりですけれども、県債によって建設された公共施設の債務を償却前に完済するとどうなるのかということ、世代間の負担という観点から、現世代のほうが過重負担になってしまうということです。

別な言葉で言いますと、今つくった道路、橋、トンネル、学校、病院は、今の新潟県人だけが使うわけではなくて、次の世代も使うわけです。ちなみに、国は国債償還を60年でやっています。県は大部分20年、30年がちょっとありますけれども、国の半分のスピードで返済しているということです。別な言葉で言うと、現世代の過重負担になっている可能性すらあると思っております。

こういう県財政の状況を県民の皆様にはわかりやすくお伝えするために、例えば住宅ローンに例えて、家計に例えて御説明、例示申し上げたということであり、こういう説明は必要だと思っております。

一方で、債務の負担、例えば原資がそっくり残っているものも含めて、債務残高だけ議論する、そしてまたリュックサックにおもりを詰めて、国民1人当たりの税金はこんなに重いのですという宣伝をしている財政当局もありますけれども、これもうそなわけです。なぜならば、税金を払うのは自然人だけではなくて、法人も払うわけです。関税もあるわけです。それなのに、なぜ自然人1人当たりにリュックサックをしょわせて、これだけの借金があると言うのか、こっちも極めて妥当性を欠く説明になっていると思っております。やはりわかりやすく説明して、何が問題なのかという論点を共有することが重要ではないかと私は思っております。

なお、この発言をもって県債残高のあるべき水準を申し上げたわけではありません。

次に、核燃料税についてであります。

被災した原子力発電所の今後の見通しについては、設備の健全性や耐震安全性などに関する課題に対しまして、国の新潟県中越沖地震における原子力施設に関する調査・対策委員会等の結論が出ておりません。今後については判断できる状況ではありません。

したがって、被災した原子力発電所の今後のあり方が決まっていない段階で、核燃料税について議論することは時期尚早であると考えております。

なお、議員御指摘の行政需要が発生するから、課税をするということを強調し過ぎると、行政需要以上は取ってはいけないということと話がセットに出てくるわけです。どの水準が妥当なのかというところで足し算をして、先ほど御指摘にあった金額と核燃料税がバランスするというふうには私は必ずしも思えないと考えております。

〔総務管理部長鶴巻嗣雄君登壇〕

【鶴巻嗣雄 総務管理部長】

点についてお答えいたします。

財政運営計画における名目経済成長率についてであります。財政運営計画では、歳入歳出両面にわ

たる努力を通じて本県経済を発展させる主な施策が功を奏することを想定する中で、名目経済成長率を設定しているところであります。

こうした考えから、平成 28 年度までの計画期間の平均値として 3.0%と設定しておりますが、20 年度の名目経済成長率については、国の経済見通しや県の経済動向を勘案して、1.5%で見込んだところであります。

次に、来年度の法人二税の税収についてであります。今年度の最終見込額をベースに、個別企業への聞き取りや日銀短観の景気見通しによる企業収益の動向等も参考にして見積もったところであり、原油など原材料価格高騰の長期化による企業収益の悪化や新潟県中越沖地震の損害等の影響を受け、今年度当初予算額を下回るものと考えております。

なお、現在国会で審議されている地方法人特別税は、平成 20 年 10 月 1 日以降開始する事業年度分から適用され、申告は 21 年度となることから、来年度の法人事業税収に影響を与えることはないと考えております。

次に、財政運営計画の名目経済成長率と平成 20 年度税収見通しとの関係であります。先ほどお答えしたとおり、20 年度の名目経済成長率を 1.5%と見込んだところですが、これが税収に影響するのは翌年度以降でありますので、必ずしも 20 年度の税収見通しとは一致しません。

20 年度税収見通しは、今年度における経済動向や地方財政計画を踏まえて見込んでいるところであります。

次に、公会計改革の進捗状況についてであります。昨年 12 月に公表した会計制度改革の方針の中でお示ししたとおり、平成 21 年度を目途に、新たな公会計制度を導入することとしております。

この取り組みを通じて、バランスシートなどの財務諸表を作成、公表することにより、県民の皆様に関わりやすい財政状況をお示ししていきたいと考えており、現在資産評価の基準やシステム設計の必要性などについて検討を進めているところであります。

次に、財政に関する条例の制定についてであります。12 月定例会で知事がお答えしたとおり、議決機関である議会と執行機関である首長との関係や決算審査の手続、添付書類などは、地方自治法等の法令において、その枠組みが定められており、議員御指摘のような条例の制定が可能かどうかは研究に時間を要するものと考えております。

以上であります。

〔佐藤浩雄君登壇〕

## 【佐藤浩雄議員】

御答弁ありがとうございました。財政システム改革条例について再質問させていただきます。

知事、これは私つくったグラフなのですが、見ていただきたいと思えます。(グラフを示す) 我が県の決算と予算の時間的推移をずっととってみました。国の裁量的財政政策の影響を県は必ず受けますから、それはその推移と考えてもいいのですが、裁量的な財政政策の結果、非ケインズ効果などがあって、経済にもいい影響を与えているわけではないと、一番悪い結果を与えたのがストップ・アンド・ゴーだと、こういうふうに言われています。

これを見ますと、最初のこれからそれこそこっちが決算ですが、予算がマイナスなのに決算はプラス、毎年こういう格好で逆に、このバツテンの印は両方が全部ストップ・アンド・ゴーなのです。結局こういうことをずっと繰り返してきているのです。ということになれば、もう国のやりたい放題というか、その結果、我が県の財政を守って、県民の生活を守っていくことは、こういう格好をとっている限りはできないと思えます。これを 14 年間累積すると、8 回繰り返されているわけです。こういうことは、結局は我が県の財政を守っていくために、健全財政を守っていくために、ストップ・アンド・ゴーなどと、こういう悪い結果をつくらないために、私はやっぱり財政マネジメント改革をやって、ルールや目標、財政フレームを決めて、4 年だったら 4 年後の一つのあるべき姿というか、目標を決めて、財政健全化政策に取り組んでいくということが必要だと思うのです。

もちろん例えばこの、何年ですか、こういうふうに出ると、これは地震の年ですけれども、例えばこういうものに対応するためにも、財政は基本的に健全でなければできない。このときに対応しなければならぬわけですから。そういう面からすれば、私は基本的な考え方はそういう財政の基本ベースを財政健全化をとりながらやっていかなければならないと思うのです。そういう意味で、私は目標あ

るいはマネジメントルール、それから財政フレームを入れた幾つかの原則を示しました。

本来は知事も言っているとおり、財政改革法が凍結されていますから、国の財政健全化法や財政システム改革法ができて、地方が迷惑をこうむらないような格好にしなければならないのです。だけれども、国がそういうことを全然やっていないし、地方交付税財源なんかあのおりめちやくちややっているわけですから、むしろそういう国のあしき裁量的な財政政策に影響されない形でやっていくためにも、我が県財政を守るといことは県民の生活を守っていくことにつながりますから、まず私は財政システム改革法を我が県でつくる、そういう対応をしていただきたいと思うのですが、もう一度御答弁お願いします。

それから、原発からのいわゆる核燃料税の問題ですが、ここまで長期間原発が停止しても、東京都民の生活は、何にも変わっていませんよね。本当にあれでいいのだろうかとは私はネオンサインを見ながら考えます。やっぱり原発がとまって、30 億円も我が県は税金がとまっているわけで、30 億円というのは大変な金額です。そういう意味からすれば、確実に税金が上がリ、そしてそれがまた私たちの県民の福祉の向上につながる地方税として使える、そういう財源にならなければならないのに、丸々1年間、税金30 億円が入ってこないという格好ではその役割を果たしていないと思うのです。

私は、そういう意味でますます行政需要が発達していますし、それこそ警備も含めれば大変な金額だと思います。私は単純に金額を今、例えば放射能監視センターの移転とか、そういう金額を単純に言っているわけではありません。受益者負担の原則で恒常的にコンスタントに入るような形にするべきだ。そういう意味で、核燃料税の性格をやっぱり変えるべきだと思うのです。その点をもう一度お願いいたします。

それから、もう一つは、県財政の知事の受けとめの中でも出ているのですが、埋蔵金発言でも出ているのですが、要するに県の財政を見ますとプライマリーバランスは赤字です。今回出された損益計算書、行政コスト計算書も541 億円の赤字になっていますし、また県債発行も今回54 億円の赤字県債を発行しなければならない。

【帆刈謙治 副議長】

佐藤浩雄君、時間が超過しておりますので、結論を急いでください。

【佐藤浩雄議員】

はい。

もし54 億円の赤字県債を発行しなければ、基金はゼロになるじゃないですか。基金がゼロということは、やはり極めて危険な状態だと思うのです。それが今の財政の状況ではないのでしょうか。ぜひこのところを認識していただいて、財政健全化に取り組んでいただきたいので、もう一度御答弁お願いします。

〔知事泉田裕彦君登壇〕

【泉田裕彦知事】

再質問についてお答えいたします。

先ほども申し上げましたけれども、現在日本において自治体の財政は国から自立いたしておりません。したがって、県で独立をした財政制度は組めないというのが現実でございます。

次に、核燃料税についてであります。先ほど申し上げましたとおり、現在原子力発電所がどうなるか、今後を見通せる状況にございません。核燃料税について議論することは、時期尚早と考えております。

3 点目、県財政でございますけれども、これも先ほど申し上げましたとおり、やはり非常時において自治体が果たすべき役割、災害が起こればその役割を果たしていくということが基本であります。恒常的な部分について、筋肉質な小さな政府にしていくということに取り組んでまいりたいと考えております。



〔佐藤浩雄君登壇〕

### 【佐藤浩雄議員】

知事の御答弁はわかりました。

国の財政の影響を受けないで予算は組めない、そのとおりだと思います。しかし、例えば交付税一つ見てください。交付税特会に我が地方負担分 33 兆円がそっくり残っています。そして、さらにそれを繰り延べようとしています。ますます地方財政は、地方交付税は危機を迎え、しかも交付税五税はこの 15 年間、赤字にもかかわらず一回も直していませんね。そういう国に従っていいのですか。本来は交付税五税をきちっと改正しなければならないわけでしょう。地方交付税法の原則というか、趣旨はそのとおりです。そういう意味からすれば、地方交付税をこのような破綻の危機に追いやりながら、なおかつまだ改正もしないで、その中で我々が予算を組んでいけば、夕張市みたいになるのではないですか。いつまでも夕張市みたいなことを繰り返すことはないと思うのです。だからこそ、地方財政を健全化していかなければならない。今回みたいにまさか連続して地震が 2 回も起きるなどと考えられない、そういう考えられないときにこそ十分な対応できるような健全な財政でなければならない、常時は。そういうためにも地方財政はしっかり守らなければならない。

だから、私も知事の言うとおり、国と地方が協議するべき場が必要だと思います。逆に言えば、こんな交付税のやり方をするのであれば、交付税財源を全部を地方によこして、逆交付するぐらいの決意がなければ改善はしないと思います。そういう意味からすれば、まさに知事、本当にしっかりした議論をするために、ぜひそういう覚悟で進めていただきたいと思うのです。それが地方財政を守っていく姿なのではないでしょうか。

もう一つは、今回 2 月補正で赤字地方債、県債が 54 億円発行されました。もし基金を取り崩せば、我が県の基金は今年度でなくなることになるのではないですか。そういう危機的状況だから、赤字県債を発行せざるを得ないのでしょう。赤字県債が発行されたということは、いかに状況が厳しいかということをおっしゃっているのです。そのことがわからなければ、前へ進めないと思うのです。ぜひそういった点について現状の認識をしっかり踏まえて、歳出削減をされている努力は大いに評価いたします。しかし、もう一つ我が県財政を健全化するために頑張っていただきたいので、もう一度お願いします。

### 【帆苺謙治副議長】

先ほどの資料の使用については認められておりませんので、今後このようなことのないように注意をしておきます。

〔知事泉田裕彦君登壇〕

### 【泉田裕彦知事】

今ほど申し上げましたとおり、地方自治体の財政制度は国の法体系の中でしか執行ができません。国の法体系に基づいて、適正な執行を進めてまいりたいと思っております。

ちなみに、54 億円の起債の話が出ましたけれども、これを取り崩しということも可能なのですが、起債をすると後で交付税措置がついてくるというメリットがあるので、こちらの選択肢をとりました。

以上です。